

議員提出議案第1号

中野区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和4年3月9日

中野区議会議長 内川 和久 殿

提出者	中野区議会議員	木村 広一
		若林 しげお
		中村 延子
		大内 しんご
		平山 英明
		森 たかゆき
		長沢 和彦

中野区議会委員会条例の一部を改正する条例

中野区議会委員会条例（昭和42年中野区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第12条の2 委員長は、感染症のまん延、大規模災害その他緊急事態により、委員会を開会すべき場所に委員を招集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。

2 前項の場合において、委員は、オンラインにより委員会に出席しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第14条第1項、第16条第2項及び第30条第1項第2号に規定する出席委員とする。

4 前3項に規定するもののほか、オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第16条第1項ただし書を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員長又は委員2人以上の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。ただし、第12条の2第1項の規定によりオンラインを活用して開会する委員会については、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

感染症のまん延、大規模災害等により、委員会を開会すべき場所で開会できない場合におけるオンラインを活用した委員会の開会方法について定める必要がある。